

## ① 地域連携ネットワークを強化するために

事例検討	事例検討を重ねるなかでネットワークが出来ていくのではないかな分野を超えて多面的な支援。地域の力を借りることも大事
連携	地域の顔の見える関係のなかで、状況に応じたネットワークに繋げていく 顔の見える、話ができるだけが連携ではなく、互いの役割やできることが異なることを理解しあえることが連携 障がいのある方達に関わる方が、権利擁護支援チーム一員として連携することが大事。権利擁護の視点や意思決定の支援など具体的に取り組む
周知	協議会の委員として、障がい者分野の取り組み等を広げていくことが役割
地域移行	精神科病院からの地域移行。後見人が就くことで地域に戻る事が検討される。ネットワークが関与していく意義がある。

## ② 権利擁護支援に関する周知・啓発について

専門職として	権利擁護に関する周知・啓発における講師派遣や相談
区民向け	区民向けセミナーや相談会の定期的な開催。つなぎ役活動の中でコミュニケーションがとれ気心が知れている中で、制度利用のメリットや利用しないデメリットを分かり易く説明
福祉従事者向け	区内で活動する事業所や支援者に制度や意思決定支援の重要性を理解させ、精神障がい者の支援に成年後見制度を検討する意識を根付かせる 障がい者の相談支援に携わる者の成年後見制度の正しい理解啓発
民生委員向け	民生委員自体へ周知し、理解を深めることも必要
媒体の工夫	相手に合わせた媒体（電話・FAX・メール・SNS等）非常に重要

## ③ 早期発見・早期支援につながる仕組み

専門職として	三弁護士会相談窓口の一本化（法的アドバイス、助言）
医療従事者として	医学・医療的なところからのサポート
場づくり	（司法と福祉が連携し）地域でのセミナーなど開催し、区民にとって弁護士相談のハードルを下げる 地域で懇談会等開催し、サービス事業者が参加することで地域と繋がり、関係性を構築できる⇒生活圏域でのネットワーク
仕組みの構築	個々のケースを世帯として対応する案件が多い。仕組みの構築が必要 早い段階での軽い相談ができるようにしたい 老いじたくの周知啓発することで予防に繋がる

## ④ 他団体等との連携・協力

協議会	家裁と連携、協議会へのオブザーバー参加 商店・商工会議、公共交通機関、飲食店など他業種のオブザーバー参加⇒地域連携ネットワークの存在を広めていく
受け皿	任意後見受任者の選択肢が広がるような努力が必要
相談窓口の体制	相談を受けてから、繋げるまでに時間がかかる。先に解決課題も様々で一筋縄ではいかない。人員増と相談窓口を増やしてほしい
新しい視点で解決	会議での議論を蓄積し、トップダウンではなくボトムアップしていく 個人情報の問題 医療機関や金融機関等との共通理解ができていないことへの課題

## ⑤ 制度利用の必要性や後見人等の受任調整等

各領域の会議体を後見利用の必要性判断に活用	各領域の支援ネットワークは、今あるものを活用できないか。例えば、個別支援会議など、成年後見とは違う会議体において後見利用の必要性という視点を入れる。短時間でも組み込めないか
後見人支援	障がい分野においても、後見人選任時の本人との橋渡しやコーディネート、バックアップ
専門職として	市民後見人の育成協力 4地域庁舎での後見制度利用の判断や受任調整への関わり
仕組みの構築	後見人候補者の受任調整に専門職がアドバイスする仕組みの検討

## ⑥ 金銭管理等の新たな仕組みの検討

現場の実態	支援者が買い物代行、預金出金代行をやむを得ず行っている。 危うい支援をせざるを得ない民間事業所を守る視点からも検討が必要 きちんと法律の中でどうかかわっていくのが規定されることが重要 民生委員が緊急入院時の手続きや対応を行う例もある
新たな仕組み構想	本人が契約することが条件で、後見制度を終了した方も使えるものとなっていない。補充性としての支援が構築できないと、結果として後見制度が続く。 日常を超えてしまうイレギュラーなものが出てきた時の対応が課題。法的な問題については、日常的な支援者が行わないよう、そこを守るために専門職がしっかり関わる仕組みが必要 後見制度利用が終わった方たちが地域のなかで生活できるような仕組み そのため何度もその方の権利擁護支援のあり方の見直しをする場面が出てくる 福祉と司法の連携が強化されるような仕組み
懸念事項	新しい仕組みにおいても、事業所の管理や手続きが大変だと、生活の維持ができないという懸念がある。